

令和2年4月24日

令和2年第4回玉川村農業委員会会議録

玉 川 村 農 業 委 員 会

令和2年4月24日玉川村就業改善センター2階農研室に於いて第4回玉川村農業委員会を開催した。

◎ 出席委員

(13名)	1番 高林きくみ	8番 佐久間悦男
	2番 石森 博信	9番 草野 陽子
	3番 渡邊 利秋	10番 阿部金四郎
	4番 須藤 安昭	11番 関根 春雄
	5番 関根 恵二	12番 角田 守之
	6番 石井 清藏	13番 眞弓 泰行
	7番 小針 金之	

◎ 欠席委員 14番 鈴木 好市

◎ 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 溝井 浩一 主査 佐久間 充

◎ 本日午後1時30分、須藤職務代理が開会を宣言した。

◎ 玉川村農業委員会憲章の斉唱。

◎ 会長あいさつ。

◎ 本日会長より提案した議案、別紙のとおり。

◎ 慣例により会長が議長となり、議事録署名人について次の2名を指名した。

12番 角田 守之 13番 眞弓 泰行

◎ 議長 それでは議事に入ります。議案第13号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

◎ 議長 ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

◎ 議長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第13号を提案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎ 議長 異議なしと認め、議案第13号については、原案どおり可決されました。次に、議案第14号玉川農業振興地域整備計画の変更案に係る意見決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

(朗読・説明)

◎ 議長 次に議案第14号番号1の調査員の佐久間悦男委員から調査報告をお願いいたします。

◎ 8番委員 (佐久間悦男) 議案第14号番号1について、調査報告させていただきます。4月20日、私と草野壽幸推進委員、事務局2名とともに現地調査を行

いました。

申請地は、岩法寺字和久■■番■及び岩法寺字和久■■番■で地目は登記簿が畑、現況も畑であります。場所は、議案書を参照してください。

農用地区域内の土地を農用地区域から除外する場合には『農業振興地域の整備に関する法律』第13条第2項に定められているとおり、同法第13条第2項第1号から第5号までの要件を全て満たしている場合に除外する事が出来る事になっているため、それらに適合しているか調査いたしました。

まず、同条第2項第1号の「土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められること。」とありますが、本件申請者は、当該農地に隣接する土地へ太陽光発電システム設備を設置する計画をしております。この土地以外に、進入道路として候補となる土地がないこと、太陽光発電システム設備を設置するにあたって、計画面積が必要最低限の面積であることから、当該申請地以外では本来の目的を達成できません。その為、本要件を満たしていると考えられます。

次に、同条第2項第2号の「農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。」ですが、申請地は、周りが山林や耕作放棄地等、農地の集団性や農作業の効率化に影響がないと思われます。

次に、同条第2項第3号の「農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。」ですが、第2号でもありましたが、担い手への集積及び計画は無く、面的な広がりはないため、農地の利用集積等には支障を及ぼさないものと思われます。

次に、同条第2項第4号の「農用地区域内の水路等の農業施設が有する機能に支障を及ぼさないこと。」についてですが、当該農地付近には水路等の農業施設の新設等を行われておらず、今後も取・排水やその他の農業施設の整備計画もありませんので、支障がないと思われます。

次に、同条第2項第5号の「農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から政令で定める基準に適合していること。」についてですが、当該地区は農業関係の公的投資をされた経緯は無く、法第10条第3項第2号に掲げる土地に該当しないことから同法施行令の基準に適合しております。

以上のことから農振除外については問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

◎ 議 長 ただいま調査員の佐久間委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

◎ 議 長 それではご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第14号番号1を提案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎ 議 長 異議なしと認め、議案第 14 号番号 1 については、原案どおり可決されました。

次に議案第 14 号番号 2 の調査員の石井清蔵委員から調査報告をお願いいたします。

◎ 6 番委員 議案第 14 号番号 2 について、調査報告させていただきます。

(石井 清蔵) 4 月 20 日、草野壽幸推進委員、事務局 2 名とともに現地調査を行いました。

申請地は、竜崎字原作田■■番■で地目は畑であります。場所は、議案書を参照してください。

農用地区域内の土地を農用地区域から除外する場合には『農業振興地域の整備に関する法律』第 13 条第 2 項に定められているとおり、同法第 13 条第 2 項第 1 号から第 5 号までの要件を全て満たしている場合に除外する事が出来る事になっているため、それらに適合しているか調査いたしました。

まず、同条第 2 項第 1 号の「土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められること。」とありますが、本件申請者は、当該農地に住宅を建築する計画をしております。住宅を建築するにあたり水害に遭うおそれのない所、かつ、自己所有地で利用できる土地を検討した結果、この土地以外に適地が無いことから、住宅建築するにあたって、当該申請地以外では本来の目的を達成できません。その為、本要件を満たしていると考えられます。

次に、同条第 2 項第 2 号の「農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。」ですが、申請地は、村道に隣接した農地ではありますが、農地の集団性や農作業の効率化に影響がないと思われます。

次に、同条第 2 項第 3 号の「農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。」ですが、第 2 号でもありましたが、担い手への集積及び計画は無く、面的な広がりはないため、農地の利用集積等には支障を及ぼさないものと思われます。

次に、同条第 2 項第 4 号の「農用地区域内の水路等の農業施設が有する機能に支障を及ぼさないこと。」についてですが、当該農地付近には水路等の農業施設の新設等を行われておらず、今後も取・排水やその他の農業施設の整備計画もありませんので、支障がないと思われます。

次に、同条第 2 項第 5 号の「農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から政令で定める基準に適合していること。」についてですが、当該地区は農業関係の公的投資をされた経緯は無く、法第 10 条第 3 項第 2 号に掲げる土地に該当しないことから同法施行令の基準に適合しております。

以上のことから農振除外については問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

◎ 議 長 ただいま調査員の石井委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

- ◎ 7 番委員 当地区には上水道、農業集落排水設備は整備されているのですか。
(小針 金之)
- ◎ 事 務 局 申請されている土地の隣接する村道がありますが、申請地まで上水道、農業集落排水設備とも整備されている土地であります。
- ◎ 議 長 その他ございませんか。

(なしの声あり)

- ◎ 議長 それではご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 14 号番号 2 を提案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議長 異議なしと認め、議案第 14 号番号 2 については、原案どおり可決されました。
- 次に議案第 14 号番号 3 の調査員の角田守之委員から調査報告をお願いいたします。

- ◎ 12 番委員 議案第 14 号番号 3 について、調査報告させていただきます。
(角田 守之) 4 月 20 日、矢吹洋一推進委員、事務局 2 名とともに現地確認を行いました。

申請地は、中宇道上■■番で地目は登記簿、現況ともに田であります。農地区分は第3種農地であり、場所については議案書の25頁を参照してください。申請人は須賀川市森宿字ヒジリ田■■番地■■■■■一さんと、土地所有者は大字中宇天神■■番地の■■■■■さんであります。

■■■■さんは、■■■■さんお娘の夫であり、二人の関係は義理の親子であります。

■■■■■さんは長男と二人暮らしで農業はしておらず、農地の大部分は貸しておられます。一方、申請人の■■■■■さんは■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■の代表取締役として、本社を郡山市富久山に、須賀川支社を森宿ヒジリ田に持ち、建設業、土木施工、内装仕上げ、とび土木、解体工事業などを行う会社を経営しています。そして今回、■■■■■さんの所有する、中字道上■番の土地にアパートを建築するため、農業振興地域整備計画変更の届出となったとのことでした。

農業振興地域内の土地を農用地区域から除外するには、農振法第 13 条第 2 項の第 1 号から第 5 号までの要件を満たす必要がありますが、申請地は JR 泉郷駅から近く、国道 118 号まで 50 メートルの距離にあり、近くには商業施設もあり、また、住宅とも隣接しており、第 3 種農地でもあることから 1 号の要件は満たしていると思います。

次に第2号、第3号の要件においても、農地の集団的利用や農業上の効率的な総合的利用においても、現在のところ計画も無く、影響は無いと思われます。

次に第4号の要件に関しては、建築許可申請の段階において確認協議

する必要がある事もあるかと思われます。

第5号については、当該地区は昭和41年に土地改良が施行され50年以上経過しているため、基準に適合しております。

今回の調査においては、新型コロナウイルスの感染予防の緊急事態宣言発令、外出自粛要請の中での調査となり、申請者の手続の窓口である大東建託には営業自粛で連絡がとれないなど、十分な調査が出来ない状態でありました。しかし、申請地は農地区分で既に第3種農地となっており、農振除外することは否めないものと思われます。

以上で調査報告といたしますが、皆様の慎重審議を宜しくお願いいたします。

◎ 議 長 ただいま調査員の角田委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

◎ 7 番委員 申請地の周辺はどのような状況ですか。
(小針 金之)

◎ 12 番委員 西側に■■■■■■■■の駐車場、南側が住宅、その他は農地、水稻が広がっている状況です。
(角田 守之)
補足ですが、隣接する農家の意見を聞いたところ、アパート建築には批判的な声があがっていました。逆に、農家でない方の意見を聞いたところ、地区の発展に繋がって良いという意見もありました。

◎ 7 番委員 農地に囲まれている真ん中であれば問題があると思いました。
(小針 金之)

◎ 13 番委員 申請において法的に不備がなければ通すべき案件だと思います。
(眞弓 泰行)

◎ 12 番委員 知人に伺ったところ、法的に問題がなければ外さなければならない。認めなければ訴えられてしまう場合もあるようでした。
(角田 守之)

◎ 7 番委員 人情的に周囲の土地所有者の同意を得ているのですか。以前川辺地区において、■■■■の駐車場が整備された際設置された水銀灯の影響で最寄りの田の穂が実らない事があり、その土地は荒れ地となっていました。周囲の影響も考えなければならないこともあります。
(小針 金之)

◎ 1 番委員 私の家で借りていますが、申請人からは聞いていませんでした。角田委員から話を聞き、初めて知りました。しかし、自分の土地ではないので仕方ないです。
(高林きくみ)

◎ 12 番委員 他の周囲の方の同意も得ていないようでした。申請人の窓口である■■■■■■■■の意向を確認できていないので、調査不足とも思われます。
(角田 守之)
申請人と話をしました。農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第1号で「農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められること」とされているので、農用地以外で建てるべきと思い、現在の■■■■■■■■さんの土地で空き地となっている宅地ではと

話したところ、■■さんは「親戚、周りに迷惑をかけるので」と断られました。

- ◎ 8 番委員 農振法の条項を満たしているのだから問題ないと思われます。
(佐久間悦男)
- ◎ 事務局長 今回の案件は農振除外するところ、法的に問題は無く、土地の転用の話は別の案件になります。
- ◎ 12 番委員 今回の調査を経て疑問に感じたのですが、農地の区分はいつどのよう
(角田 守之) に決まっていたのか、変更手続きなどが可能なのですか。
- ◎ 事務局 農地の広がりや土地の周辺の状況によって区分は判断されます。そのため、いつ決めたというわけではなく、申請があり、その土地を確認する際に区分が判断されるようになります。
- ◎ 議 長 その他ございませんか。
- (なしの声あり)
- ◎ 議 長 それではお諮りいたします。議案第 14 号番号 3 を提案どおり決定することにご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第 14 号番号 3 については、原案どおり可決されました。
- 本日の議事は以上でございます。次に番号 6 のその他に入ります。
- (事務局より「その他」の事項についての説明を行う。)

6 その他

1 次回総会日程(案)

- ◎ 事務局 次回の総会は令和 2 年 5 月 22 日の金曜日、午後 1 時 30 分から場所は玉川村村民体育館を予定しております。

2 農業委員会の適正な事務実施について

- ◎ 事務局 資料に基づき説明。

3 福島県農業会議行事予定

- ◎ 事務局 資料に基づき説明。

4 玉川村農業委員会の今後の予定

- ◎ 事務局 資料に基づき説明。

7 閉 会 渡邊職務代理者